



浄化槽を適正に お使いいただくために

浄化槽を設置している方は、浄化槽「保守点検業者」による4ヵ月に1回以上の保守点検と浄化槽「清掃業者」による年1回以上の清掃が義務付けられています。

また、その保守点検や清掃が適正に行われているかを確認するため、北海道の指定検査機関（財団法人北海道浄化槽協会）による年1回の法定検査を受けなければならず、これらの点検・清掃・検査の義務を怠ると罰則の適用があります。

当町で許可している浄化槽清掃業の許可業者と登録されている保守点検業者は次のとおりです。

なお、保守点検業者につきましては、北海道知事の許可を受け登録されている業者であれば町内外を問わず依頼することができます。

許可業者	電話番号
(株)アクセプト	59-1215
(有)小平清掃公社	56-2740



犬や猫の放し飼いは絶対禁止です

「飼っている犬がいなくなった」「近所の猫が他人の土地に入り込み、悪さをしている」などといった電話が役場に寄せられています。

「うちの犬（猫）は人に慣れているから大丈夫」「人がいないから構わないだろう」というのは、飼い主の勝手な理由です。

犬や猫が怖い人、嫌いな人、幼児やお年寄りなどにとって苦痛であるばかりでなく、危険にさらされている事と同じなのです。放し飼いは絶対にやめましょう。

ルールを守って犬を飼うことができない飼い主には
罰金または科料に処することがあります

こんなときは届出を

■ 犬の登録

生後91日以上経過した犬は、畜犬登録（登録料3,000円）を行うことが法律で義務付けられています。新たに犬を飼い始めた方や既に飼っていたが届出を済ませていない方は、畜犬登録をお願いします。

■ 登録事項の変更

飼い犬が死亡したとき・飼い主が変わったとき・飼い主の住所が変わったときなどは、犬の死亡届・犬の登録事項変更届の提出が必要となります。